

人間高倉寺 「永代常夜燈」について

整理番号 入間〇一	題額 伊勢兩皇大神宮	題額揮毫 藤信平	碑記撰文 渡政興	碑記揮毫 藤信平
--------------	---------------	-------------	-------------	-------------

鐫刻 —	撰文建碑年 一八七八・明治一一	住所 高倉	場所 高倉寺	備考
---------	--------------------	----------	-----------	----

一. はじめに

本石燈籠は、発智家第二十四代当家正（光正）が、伊勢神社参拝に代わるものとして建てた永代常夜燈で、台座に発智家の由来と燈籠を作った経緯が記載されている。

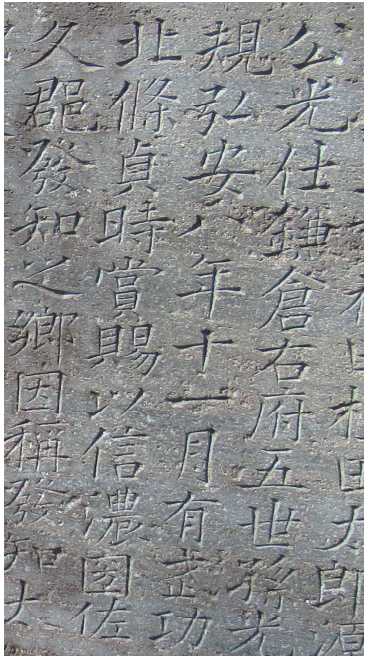
○写真1 燈籠正面及び右側面



○写真2 竿石部分正面（上部右から左へ横書きで「燈籠名」、中部から下部にかけて縦書きで神の名）



○写真3 「碑記」部分



二. 翻刻並に訳注

■翻刻

●竿石正面

◎燈籠名(隸書体)

永代常夜燈

◎神の名(「兩」字は特殊な隸書体、他は隸書体)

伊勢兩皇大神宮

◎碑記(楷書体)

發智氏曩祖曰植田太郎源
公光仕鏹倉右府五世孫光
規弘安八年十一月有武功
北條貞時賞賜以信濃國佐
久毘發知之鄉因稱發知太
郎後更發地正安年間有故

来于此地撥榛莽闢艸萊而
住焉世為里正家道隆昌子
孫振振至今不衰是雖謂祖
先餘德之使然亦必有神明
之擁護焉者矣光規二十四
世之孫為光正性直而淳朴
產益優富有田畝山林三百
餘町明治六年癸酉改革之
際為區長兼戸長光正崇敬
伊勢□宗廟有年于茲嘗一
拜于廟壻今也年老且軀幹
肥大每艱行步以故今茲設
石燈一座于門外每夜點之
以表仰敬遙拜之意云

紀元二千五百三十八年

東嶋渡政輿撰

桂洲滕信平書

發地庄平光正建

*異体字等

○鋤 鎌。 ○罷 郡。 ○艸 草。 ○雖 雖。 ○直 直。 ○明 明。
○兼 兼。 ○嘗 嘗。

■ 訳注

● 本文（いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した）

◎ 神の名

伊勢兩皇大神宮

◎ 碑記

發智氏曩祖、曰植田太郎源公光。

仕鎌倉右府。

五世孫光規、弘安八年十一月、有武功。

北條貞時、賞賜以信濃國佐久郡發知之郷。

因稱發知太郎。後更發地。

正安年間有故、來于此地。

撥榛莽、闢草萊而住焉。
世爲里正。

家道隆昌、子孫振振、至今不衰。
是雖謂祖先餘德之使然、亦必有神明之擁護焉者矣。
光規二十四世之孫爲光正。

性直而淳朴、產益優富、有田畝山林三百餘町。

明治六年癸酉、改革之際、爲區長兼戸長。

光正崇敬伊勢宗廟有年于茲。

嘗一拜于廟壙。

今也、年老、且軀幹肥大、每艱行步。

以故、今茲設石燈一座于門外、每夜點之、以表仰敬遙拜之意云。

紀元二千五百三十八年。

東嶋渡政輿撰。

桂洲藤信平書。

發地庄平光正建。

● 訓記

◎ 神の名

伊勢兩皇大神宮

◎ 碑記

發智氏の曩祖は、植田太郎源公光と曰ふ。

鎌倉右府に仕ふ。

五世の孫光規、弘安八年十一月、武功有り。

北條貞時、賞賜するに信濃の國佐久郡發知の郷を以てす。

因りて發知太郎と稱す。

後に發地と更む。

正安年間、故有りて、此の地に来る。

榛莽を撥き、草萊を闢きて焉に住む。

世々里正たり。

家道隆昌にして、子孫振振、今に至るも衰へず。

是れ祖先餘德の然らしむると謂ふと雖も、亦た必ず神明の擁護する者有るならん。

光規の二十四世の孫、光正たり。

性直にして淳朴なり。産益々優富にして、田畝山林三百餘町を有せり。

明治六年癸酉、改革の際、區長兼戸長となる。

光正、伊勢宗廟を崇敬すること茲まで有年なり。

嘗て一たび廟壙を拜す。

今や、年老い、且つ軀幹肥大にして、毎に行歩を艱しとす。

以ての故に、今茲に石燈一座を門外に設け、夜毎に之を點し、以て仰敬遙拜の意を表すと云ふ。

紀元二千五百三十八年。

東嶋渡政輿撰す。
桂洲滕信平書す。
發地庄平光正建つ。

●人物

○鎌倉右府 右府は、右大臣の中国風表記。鎌倉幕府三代將軍源実朝。建久三（一一九二）年から健保七（一二一九）年。將軍在位…建仁三（一二〇三）年から健保七（一二一九）年。

○北條貞時 第九代執権。文永八（一二七二）年から応長元（一三一）年。執権在位…弘安七（一二八四）年から正安三（一三〇一）年。

○渡政輿 文化八（一一八一）年から明治二十（一八八七）年。東嶋は号で、諱が政輿。字は子礼、長三郎と称した。陸奥八戸の人。芳野金陵の門下で、金陵門の四傑と称された。『千代田区史』（一九六〇）の「明治十四年私立各種学校一覧表」に「成器学校」があり、「学科…漢学、所在地…神田佐久間町、設立年…明治九年、学校本主…渡致雄」とある。この渡致雄は政輿の息子（『国書データベース』に、「渡政輿著『老子集説』、男渡致雄同校」とある）で、号を東阜といった。繁田武平の自伝である「翠軒自伝」には、兄の亀太郎（後の発智庄平）とともに、明治十年、渡東阜創設の成器学校に入学して漢学を学んだ、とある。明治のはじめころ、発智・繁田家は東京の渡氏と交流があり、その縁で、政輿に碑文の撰文を依頼し、また致雄創設の学校に子弟を入学させたのであろう。

○滕信平 不詳。

●注

○伊勢兩皇大神宮 伊勢神社内宮と外宮とをあわせて「兩」とするのだろう。

○曩祖 先祖、祖先。和製漢語。

○弘安八年 西暦一二八五年。十一月は霜月。

○武功 いわゆる霜月騒動だと思われる。弘安七年、幼年の北条貞時が執権の位につくと、貞時の外祖父の安達泰盛と、貞時の乳父の平頼綱が対立し、同八年十一月に頼綱は兵をあげて泰盛を滅ぼした。これ以後御家人の勢力は弱体化し、北条家とその一門が専制的な地位を固めた。

○發知之郷 「五福具備記」には「發智郷」とある。現北佐久郡軽井沢町大字發地。

○正安年間 西暦一二九九年から一三〇二年。

○榛莽 草木が乱生しているところ、藪。「唐書」馬燧伝に「除榛莽、廣百歩爲場（藪を取り除き、広さ百歩四方の広場を作った）」とある。

○闢草萊 「五福具備記」にも同じ表現がある。草萊は、生い茂った雑草、転じて荒れ果てたくさむら。「辟草萊」は、「孟子」離婁上に「辟草萊、任土地者、次之（荒れ地を開墾させ、土地の善し悪しに応じて租税を取り立てるのはその次に罪が重い）」とある。「孟子」では、「辟草萊」を、人民から税を搾り取る悪政としているが、本碑文では、単純に荒れ地を開墾して田畑とすること。

○里正 里長におなじ。村のおさ。

○家道 家計、家産。

○隆昌 盛んなさま、繁栄するさま。

- 振振 盛んなさま。
- 餘徳 のちまで残る恩沢。
- 淳朴 すなおで飾り気のないさま。人情が厚く、人づれしていないさま。
- 産 家産。
- 優富 ゆたか。
- 田畝 田地、耕作地。
- 町 約一鈔。
- 明治六年癸酉改革 明治六年は西暦一八七三年。明治政府は、新しい地方統制組織として、明治四（一八七一）年に、新しく作る戸籍を担当する役職として戸長を設置。翌同五（一八七二）年に、それまで村落をまとめていた庄屋名主を廃止し、戸長をそれにあてることとした。さらに同年に中間的役職として区長の設置も可とした。この制度は、同十一（一八七八）年公布の「郡区長村編制法」等の三新法で法制化される。ここにいう「改革」とは、この地方行政組織の近代化を言うのだろう。なお碑文では「明治六年」の改革といっており、政府の制度化の時期とズレがあるが、明治五年に戸長と区長の設置が定められ、それが現場に降りてきて、発地光正が区長兼戸長に任命されたのが、翌年の同六年ということではないか。
- 有年 多年。
- 廟埦 廟の庭。埦は外垣と内垣との間。神社そのものを言わない婉曲表現であろう。
- 年老 数えで五十四歳だった。
- 軀幹 からだの骨組み、あるいは単にからだ。
- 行歩 歩いて動く、歩行。
- 今茲 ここに、この時。
- 門外 この「門外」とは、発智家本家の門外であろうか。そうであれば、この石燈籠は、初めは笠幡の発智家本家門外に建てられ、のちに高倉の高倉寺に移設されたことになる。
- 紀元二千五百三十八年 明治十一（一七八一）年。

●口語訳（章立てと小見出しは訳者が便宜的につけた）

◎碑記

【発智氏の家系とその繁栄】

発智氏の先祖は、植田太郎源公光という。鎌倉右府源実朝に仕えていた。公光の五世の孫の光規は、弘安八年十一月に武功を立てた。そこで光規が仕えていた北條貞時より、信濃国佐久郡の発知郷を恩賞として下された。そこから発知太郎と名乗るようになった。さらに後に発知を發地に改めた。さらに光規は、正安年間に、わけあって、この武蔵野の地に移ってきた。荒れた藪を取り除き、荒地を切り開いて、ここに居を定めた。それ以後、發地氏は、代々村長をつとめてきた。そして、家産は繁栄し、子孫もにぎわって盛んとなり、今に至るまで衰えることはなかった。

これはご先祖さま達の残された優れた徳のおかげであるわけだが、そのみならず、きつと神明が擁護してくださっているからであろう。

【光正の事績】

光規から数えて二十四世の孫が光正君である。彼は、まっすぐな性格で、飾り気がなく人情に厚かった。

(経営の才にもめぐまれ、)家産はますます豊かになり、田地山林三百町あまりを保有するまでになった。

明治六年の地方行政組織改革の際には、光正は区長兼戸長となった。

【光正の敬神と燈籠の建立】

光正君は、今に至るまで長年伊勢神宮を崇敬してきた。嘗て一たびは、直接伊勢へ赴き参拝したこともあった。

しかし、今や光正君も年老い、くわえて体軀は肥満体となって歩行にすら困難を来すことになってしまっている。

そこで、(直接参拝することの代償として)今ここに石燈籠一座を家の門外に立て、毎日夜ごとに点灯して、仰ぎ敬い、遙かに奉拝する意思を表したい、ということである。

【記事】

皇紀二千五百三十八年。

渡政興が撰文した。

滕信平が書した。

發地庄平光正が建てた。

三. 資料

● (一)「新編武蔵風土記稿」(文政十三(一八三〇)年)卷一六一 入間郡之六

◎高倉村・寺院

○高倉寺

「桐派の禪宗、高麗郡中山村能仁寺の末、光昌山と號す、本堂の軒に享保二年の銘を彫りたる撞く鐘をかく、開山は能仁寺三世財室天良、天正十八年十一月十七日示寂、本尊彌陀を安ぜり」

(二)「武蔵国郡村誌」(明治十五(一八八二)年)

◎高倉村・仏寺

○高倉寺

「東西三十五間三尺南北二十八間面積千二十三坪村の北方にあり曹洞宗高麗郡飯能村能仁寺の末なり(以下「風土記稿」)

四. 主な参考資料

① 翻刻

・なし

② 論文など

・繁田武平『翠軒自伝』(『入間市史調査資料』第四号、入間市史編さん室、一九八五)

③ 関連碑文

・「五福具備記」の碑(「川越〇一」)

・「発智孝正の墓碑」(「川越〇二」)

- ・「発智長義の墓碑」(「川越〇三」)
- ・「賑民圃記の碑」(「川越〇四」)
- ・「発智家正の墓碑」(「川越〇五」)

*本稿作成にあたり発智金一郎氏より、資料と情報の提供を受けた。記して謝としたい。

以上

二〇二四年六月 薄井俊二訳す